

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店において、営業職として就労していた。
- 2 請求人は、同店に勤務していた平成〇年〇月頃、上司とのトラブル等により「うつ病」を発病し、D医療センター、E病院において療養した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）したと判断された。
- 3 本件は、請求人が、治癒認定後も症状は続いていると主張し、また、障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の傷病は治癒しており、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級に該当する障害であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、うつ病の治療後も症状が残存しており、障害補償給付を支給すべきと主張しているところ、当審査会としては治癒認定に係る不服であるとも判断し、また、業務上判断に至った経緯も含めて思料し、障害補償給付請求の時効には該当しないものとして、以下、検討する。

F医師は、障害補償給付支給請求書添付の平成○年○月○日付け障害状況診断書において、要旨、「傷病名はうつ病、負傷発病年月日は平成○年○月○日、治癒（症状固定）年月日は平成○年○月○日。」としている。

また、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「抗うつ剤を投与していたが、外来でうつ症状は全くなり、平成○年○月○日より抗うつ剤を中止していた。その後、外来にてめまい発作がみられ、これにより不安症状もみられ、平成○年○月○日より抗うつ剤が再開されている。」と述べている。

一方、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「請求人のうつ病は、平成○年○月○日時点で既に完全寛解の状態にあり、症状が消失し治療の必要もなくなった状態で、労災保険上の治癒と取り扱うのが相当である。治療の時点において非器質性精神障害の後遺障害の残存は認められない。なお、残存しているとすれば、うつ病の治癒後に、別の原因により出現した症状と考えざるを得ず、請求人は、療養開始以降は就労していないこと及び請求人に発症した脳出血は業務が原因であると認められていないことからすれば、業務に起因するものとは考え難い。」と述べている。さらに、同医師は、平成○年○月○日付け意見書においても同趣旨の医学的見解を述べているところであり、当審査会としては、請求人のうつ病の状態を踏まえたH医師の意見は妥当であり、請求人には平成○年○月○日時点においてうつ病の後遺障害はないと判断

し、障害等級に該当しないものと判断する。

(2) なお、請求人は、自身の問題行動について、うつ病と脳出血を別々に考えるわけにはいかないと主張する。

しかしながら、仮に脳出血の後遺障害が残存していたとしても当審査会の平成〇年〇月〇日付け裁決書に説示したとおり、うつ病と脳出血の間には相当因果関係が認められないものであり、脳出血の後遺障害についても障害補償給付の対象とはならない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。